

APPEAL

発行者
JR 東海労関西地本
大阪台車検査車両所分会
2013年 7月2日
NO.32

今、憲法が危ない(その5) 国民の人権を国が制限する?!

私たち国民の人権は憲法によって守られていると言っても過言ではありません。なぜなら、憲法というものは前号でも書いたとおり、力の強い権力者（政治家・裁判官・首長など）が暴走しないためにあります。

第13条(日本国憲法)

すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

しかし、自民党憲法草案の第13条にはこう書かれています。

第13条(自民党憲法草案)

すべて国民は、人として尊重される、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、**公益及び公の秩序に反しない限り**、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない

つまり、**国が「公の秩序に反する」と判断すれば、人権を制限することが出来ると書いてあるのです。**

さらには第21条(自民党憲法改正草案)には「**公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社することは認められない**」と書かれています。

このことは何を意味するのでしょうか？
国の判断によって国民の人権が管理されるということです。

本来、憲法とは国民の権利を守り、国などの権力を持った者が暴走出来ないようにあるべきものなのに、自民党憲法改正草案はその精神を否定しています。つまり、国の決めたことに黙って従うのが国民なのだと書いてあるのです。

これでは、国の間違った政策に異を唱えたりすることは、当然にも出来なくなります。

たとえば、国が戦争を起こそうとした時に、そのことに反対する集会も出来ないし、判断する労働組合も憲法の名のもとに認められなくなります。

本来、私たち国民の人権を守るべき憲法が自民党憲法改正草案では、国民の人権を奪うものになろうとしているのです。

憲法改正に反対して、
私たちの人権を守りましょう！！